

#### ◇4月から国民健康保険制度の一部が変わります

この10年間で国民医療費は約1.3倍になり、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年には、61.8兆円（10年で約1.5倍）と推計されています。

また、今まで市町村だけで運営してきましたが、「被保険者の年齢構成が高く、保険料負担が大きい」、「被保険者が減少する中、財政運営が不安定になる。」等の課題がありました。

そのため、将来にわたってこの国保制度を守り続けるため、4月からこれまでの市町村に加え、都道府県も運営を担うことになりました。

##### 1. 鳥取県が国保財政運営の責任主体に

国保は、これまで各市町村が保険者となり運営してきましたが、4月からは鳥取県も保険者となります。それにより、国保の財政を安定させ、事業を効率よく進めていくことが期待されており、今後、鳥取県及び県内各市町村と協力して運営を行っていきます。

##### 2. 高額療養費の多数回該当の取り扱いが変更

高額療養費の多数回該当とは、過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担額が引き下げられる制度です。

これまでは、他の市町村に住所が変わった場合、保険者が変わることから新たに1回目からカウントされていましたが、4月以降は、県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、通算されます。（ただし、世帯の継続性など一定の条件が必要です。）

### 4月以降も、引き続き「国保の窓口」は伯耆町役場です。

「資格の管理（加入・脱退）」、「被保険者証の発行」、「保険税の決定、賦課徴収」、「保険給付（高額療養費や療養費）の申請・決定・支払い」、「保健事業」等の手続きは、引き続き伯耆町役場で行います。

また、4月以降の保険税率や手続方法等について、大きな変更は予定していません。  
ご不明な点などがあれば、お問い合わせください。

## ◇国保の加入・脱退の届け出はお忘れなく

4月は就職や入学、転出、転居など異動の多いシーズンです。国保に加入するときや脱退するときは、14日以内に届け出をお願いします。特に、職場で社会保険に加入・脱退をされた場合、職場から役場には連絡がきまないので、必ずご本人からの届出が必要です。

《手続き内容》

|           | 主な場面              | 手続きに必要なもの                       |
|-----------|-------------------|---------------------------------|
| 国保に加入するとき | ・他の市町村から転入        | 印鑑、転出証明書                        |
|           | ・職場の健康保険を脱退       | 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）等     |
|           | ・職場の健康保険の被扶養者から脱退 |                                 |
| ・子どもが生まれた | 印鑑、国保保険証、母子手帳     |                                 |
| 国保をやめるとき  | ・他の市町村へ転出         | 印鑑、国保保険証                        |
|           | ・職場の健康保険へ加入       | 印鑑、国保保険証、資格取得証明書または加入した健康保険の保険証 |
|           | ・死亡した             | 印鑑、保険証                          |

※詳しくは、本庁舎 住民課または分庁舎 分庁総合窓口課までお問い合わせください。

加入と届出が遅れると・・・

国保の保険証が交付できないため、医療費を全額自己負担しなければなりません。また、国保税について加入すべき月までさかのぼって課税することになります。

脱退の届出が遅れると・・・

国保の資格がなくなっているにもかかわらず国保の保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国保で負担した医療費はすべて返還していただくことになります。

## ◇交通事故や傷害などの治療の際にはご注意ください

交通事故や傷害など、加害者（第三者）の原因でけがや病気になった場合の医療費は、原則として加害者が負担するべきものですが、国民健康保険の被保険者証を使用して医療を受けることもできます。

ただし、国民健康保険を使用して治療を受けられた場合は、その後各種手続きが必要となりますのでご注意ください。

○届け出が必要なのはどんなとき？

- ・相手方がいる交通事故
- ・飲食店での食中毒
- ・他人のペットにかまれて、けがをしたとき 等

○届け出に必要なものは？

- ・第三者行為による傷病届（役場で配布）
- ・事故発生状況報告書 等（役場で配布）
- ・交通事故証明書（自動車安全運転センター）
- ・その他、状況がわかる書類 等

※労災対象の事故や、犯罪行為、飲酒運転・無免許運転などの場合は、国民健康保険が使えません。